

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和元年 6月26日

京都市長 殿

提出者

住 所 京都市右京区梅津高畝町47番地

氏 名 日新電機株式会社

代表取締役社長 齋藤 成雄

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 075-861-3151

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日新電機株式会社 久世工場
事業場の所在地	〒601-8205 京都市南区久世殿城町575番地
計画期間	平成31年4月1日～令和2年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	29 電気機械器具製造業
②事業の規模	売上高 71,112百万円(31年3月期)
③従業員数	1,947人(平成31年3月末現在、単独)
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	高濃度PCB含有廃棄物 → 処分委託(洗浄、分離、分解) 低濃度PCB含有廃棄物 → 処分委託(焼却)

(日本工業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙管理体制図のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（30年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃PCB等	
	排出量	64 t	t
	(これまでに実施した取組) ・PCB排出作業で作業員の安全を確保しながら、むやみにPCB廃棄物を増やさないよう管理している		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃PCB等	
	排出量	50 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・引き続き、管理徹底を行っていく。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・実施していない。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・工場従事者の意識向上のための研修の実施。

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 30 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃PCB等	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) ・実施していない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃PCB等	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・実施予定なし。		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 30 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃PCB等	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) ・実施していない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃PCB等	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・実施予定なし。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 30 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃PCB等	
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) ・実施していない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃PCB等	
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	0 t	t
	(今後実施する予定の取組) ・実施予定なし。		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（ 30 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	廃PCB等	
	全処理委託量	39 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	0 t	t
	再生利用業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0 t	t
	(これまでに実施した取組) ・委託基準に従って、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。 ・可能な限り優良認定処理業者から選定している。 ・可能な限り熱回収導入業者から選定している。 ・委託先処理業者には定期的に現地確認をしている。		

②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	廃PCB等
	全処理委託量	64 t
	優良認定処理業者への処理委託量	39 t
	再生利用業者への処理委託量	0 t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	39 t
<p>(今後実施する予定の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひきつづき可能な限り優良認定処理業者から選定する。 ・電子マニフェスト対応可能な処理業者から選定する。 ・また、可能な限り再生利用、熱回収導入業者から選定する。 ・委託先処理業者には定期的に現地確認を実施する。 		
電子情報処理組織の使用に関する事項	【前年度（平成30年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	0 t
※事務処理欄	(今後実施する予定の取組)	

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量(ポリ塩化ビフェニル廃棄物(令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。)を除く。)を記入すること。その量が50トン以上の者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

責任者	主な業務内容及び責任と権限
環境管理総括者	当社の環境マネジメントの最高責任者 環境管理責任者の任命 環境方針の制定、全社環境目的・目標の承認 環境マネジメントシステムの見直し 全社的緊急時の統括責任者 など
環境管理責任者	ISO14001の要求事項に適合した環境マネジメントシステムの構築、実施、維持 「環境方針」の従業員への周知徹底 環境問題解決及び検証の統括 環境教育の統括管理(専門教育) 順守評価 など
環境管理副責任者	全社環境委員会事務局 全社環境実行計画と部門環境目的・目標、部門環境実行計画との整合 環境文書発行・管理の実務 環境関連法規遵守及び届出の実務 環境情報伝達管理の実務 環境実務管理(水質、大気、騒音、振動、廃棄物) 廃棄物処理業者への関連手順及び要求事項の伝達 環境教育の実務(専門教育) など
環境部門責任者	部門環境目的・目標、実行計画の設定、承認及び実施 部門内に留まる緊急時の統括責任者 など
環境対策責任者	環境部門責任者の実務全般の補佐 自部門環境教育・訓練の統括 など



